

「民主主義」を考える

【授業案】 1時間目

	学 習 活 動	留 意 事 項
導 入	<p>①民主主義を定義する。 (回答例) 「みんなのことは、みんなで決める」考え方 など</p>	<p>①教科書や資料集から答えを見つけさせ、回答を黒板に書く。</p>
展 開	<p>ここからは、4人一班で話し合い、発表する。</p> <p>①導入で考えた民主主義の定義の上で、次の事例の場合、なぜ「みんなで決める」ことが適切なのか、話し合い、発表する。</p> <p>[事例1] 「夏、教室のクーラーを何度に設定するか」をみんなで決めるとき (回答例) ・みんなで意見を出し合えば、よい答えが出てくるはずだ ・多様な見方、考え方を出して検討した方が、よりよい結論にたどり着くことが多い →「三人寄れば文殊の知恵」</p> <p>[事例2] 「文化祭で、クラスの出し物を何にするか決める」とき (回答例) ・みんなが同意すれば、その結論は正しいはずだ →「自己統治型」 ・多数決で決めるとその結論をみんなが納得しやすい →「最大多数の最大幸福」</p> <p>②「三人寄れば文殊の知恵」と「自己統治型」を、それぞれ具体例を挙げて反論しなさい。 (回答例) 「三人寄れば文殊の知恵」に対して ・「クーラーの温度」はよいが、「正義」のように正しい答えがない問題がある。 ・前提が、「言論の自由」なので、それが保障されないと正しい答えに行き着かない。 ・専門家の判断と素人の判断が違った時、誤った結論に到達することがある。 例) ガンの治療方針 など 「自己統治型」に対して ・みんなの同意があったとしても、個人や全体の利益にならないことがある。 例) 臓器売買、奴隷契約 ・全員一致が必要なので、少数の反対で決定が出来な</p>	<p>①それぞれの事例から、民主主義の適切さ＝「みんなで決めることの適切さ」の根拠には、「三人寄れば文殊の知恵」「自己統治型」「最大多数の最大幸福」の3類型があることを理解させる。また、「三人寄れば文殊の知恵」は、「正しい答えがある」という前提で、その結論にたどり着くために話し合う民主主義であり、「討論型民主主義」「熟議民主主義」となることに気づかせる。さらに、「自己統治型」は、同意した答えが「正しい」という「同意が正当性を保障する」民主主義となることに気づかせる。「最大多数の最大幸福」は、あとで議論することを予告しておく。各質問に対する回答は、黒板に適宜書いておく。</p> <p>②「三人寄れば文殊の知恵」への反論に対して、「専門家の説明を受けてからみんなで決めたらよいのではないか?」「日本では『専門家信仰』があるから、議論にならないのではないだろうか?」と再反論し、議論を深めさせる。また、「自己統治型」に対しては、「これでは何も決まらないではないか」と問いかけ、どうしたらよいか再度考えさせる。そして、「最大多数の最大幸福」(多数決)を考えるよう誘導する。</p>

<p>くなる</p> <p>例) 「文化祭で劇を行いたいが、1人が反対したので縁日になった」「国連安保理の拒否権」 など</p> <p>③「最大多数の最大幸福」に対して、具体例を挙げて反論しなさい。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少数者の権利侵害があり得る。 <p>例) ナチスドイツのホロコースト など</p> <p>④多数決では、なぜ権利侵害をする可能性が出てしまうのか、考えて発表する。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世の中には悪い人がいる ・あとから「あの決定は誤りだった」と分かることがあり、誰もが権利侵害をする可能性がある <p>例) 薬害・公害、奴隷制度、ハンセン病患者の隔離 など</p> <p>⑤誰もがしてしまう可能性がある権利侵害を、どのようにしたら止めることができるのか、考えて発表する。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法に基本的人権を規定するなど、多数決でも侵害してはならないものを決めておく など <p>⑥「なぜ『人権を』侵害してはいけないのか」「どのようなことを侵害してはいけないのか」を、具体的に考え、発表する。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民主主義は、「みんなのことは、みんなで決める」ことであるが、大前提として「自分のことは、自分で決める」必要があるので、個人の生き方や私生活は侵害してはならない。 ・「多数者を批判することができない(言論の自由がない、選挙が不公平)」「少数者が多数者になるチャンスがない=誤りを修正するチャンスがない」場合は、人権侵害などを正すことが出来なくなる。 <p>など</p>	<p>③「最大多数の最大幸福」の根拠は、「多数決により、多数の人間が幸せになれる決定が正しい決定のはずだ」であることを確認したのち、具体例を挙げて考えさせる。</p> <p>④「多数決を悪用する人間がいる」との回答に対しては、「歴史的にはその理由では不十分であること」を指摘し、さらに考えさせる。</p> <p>⑤「多数決によっても、侵害してはならないものがある」ことを確認させ、憲法とは、「みんなで決めてはいけないことを、あらかじめ決めておく」ものであることを理解させる。</p> <p>⑥「自分の問題は自分で決めるべきである」ことは回答として正しいが、「みんなの問題」なのか、「自分(個人)の問題なのか」の線引きをどこに置くかは課題であることを指摘し、再度考えさせる。そして具体的な回答を多く引き出し、「個人の尊厳」と「権利の保障機能」は、憲法に明記される必要があることに気づかせる。</p>
<p>ま と め</p> <p>①黒板を見ながら、本時の内容を確認する。</p>	<p>①どの議論でも、考え方の背景には「個人の尊重」の思想があることを確認する。</p>

【授業案】 2時間目

	学 習 活 動	留 意 事 項
導 入	<p>本時も、4人一班で話し合いを行い、発表する。</p> <p>①民主主義は「みんなのことは、みんなで決める」であることは確認されているが、「みんな」とは誰なのかを考えて発表する。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民 ・コミュニティ など 	<p>①「国民」「地域住民」「村落共同体」など、いろいろな考え方があつたことを導き出す。「国民」とすると「選挙権を持っていないと決められない」ことになり、「コミュニティ」とすると「そこに住んでいる人全部でないと決められない」ことになる。具体的に「原簿の有無」「税金」などのテーマで、外国籍の方などを例に考えを深めさせる。</p>
展 開	<p>①現代の民主主義と古代アテネのポリスで行われていた民主主義はどこが違うか教科書等で確認する。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アテネは「直接民主制」、現代の多くの国家は「間接(代表)民主制」 など <p>②なぜ代表民主制になったのか、その理由を答える。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土や人口が広がつたから ・議論が必要だから(全国民では議論ができない) ・選出された代表は、専門知識や経験があるはずなので、議論は活発かつ専門的になる ・日常生活で、すべての人が政治に関われなくなつてゐる など <p>③代表民主制に問題はないか、具体的に考えて答える。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の意思と「ねじれ」が出る可能性がある など <p>④代表と「みんな」との間に、なぜ「ねじれ」が起きるのか、考えて発表する。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選出された人間は「私」ではないから、すべて同じ考えの人間が選出されない など <p>⑤全ての主権者と代表との「ねじれ」はよくないことなのか、具体的に考えて発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「増税」のように、主権者の嫌がることも決めることが出来るのが「代表」なので、「ねじれ」が全て悪いことではない。 ・代表が少数者の不利益を決めることがあれば「ねじ 	<p>①「みんなのことは、みんなで決める」民主主義が現状では「みんなのことは、代表者が決める」になっていることを確認させる。</p> <p>②「国土や人口が広がつたから」という回答には、「電子投票などで、国民の意思を集計することが可能である」ことを示し、反論させながら考えを深めさせる。同様に、「全国民では議論が出来ないから」に対しては、「掲示板やツイッターの利用」を考えさせ、「代表の専門性などで、議論のレベルが上がる」に対しては、「主権者である『みんな』は『素人』のはずであつたから、政治に専門性は必要であるか疑問がある」ことを考えさせ、「すべての人が政治に関われられない」ことに対しては、「『主権の行使』に分野はあり得るのか」を考えさせる。</p> <p>③世論調査などを例に気づかせる。</p> <p>④代表は主権者と同じではあり得ないから、主権者の意見・意思と代表の意見・意思が完全に一致することはあり得ないことに気づかせる。</p> <p>⑤「よくない」ことだけでなく、「よい」こともあることに気づかせる。「よい」ことの例は、考えづらいので、アドバイスを与える。また、少数を差別したり、決めてはいけないことを決めさせないために「憲法」があることも確認さ</p>

<p>れ」はよくないことである。</p> <p>例) 少数民族を差別する法律が出来る、代表者が決めてはいけないことを決める(臓器売買法) など</p> <p>⑥「民意がある」とするならば代表は民意を忠実に反映すべきなのか、課題も含めて話し合い、発表する。(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 代表は、国民の意思を忠実に反映すればよいのだから、議会で議論する必要はない。 議論を行う以上、議会での議論で納得したら意見を変えるべきである。 そもそも、どこの、いつの時点の「民意」を代表するのか分からない。 <p>例) 選挙区の民意なのか、日本全体全体の民意なのか、選挙当時の民意なのか、現在の民意なのか、それとも将来の民意なのか、衆議院と参議院では「民意」の母体は違うのか など</p> <p>⑦国民と代表の「ずれ」を最小にする憲法上のシステムを探し、その理由を考え発表する。(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接民主制的規定(国民投票、住民投票、国民審査など)が規定されている。 様々な「国民代表」を選ぶ(解散、任期、二院制、選出方法)選挙制度が規定されている。これは、様々な代表を選出し、多くの民意を議会に反映させるためである。 権力分立が規定されている。国民の「代表」として議会が暴走した場合、チェックするために規定されている。 法の支配が規定されている。これは、「人権侵害などが無い」法律のもとで生活することを保障するために規定されている。 など 	<p>せる。</p> <p>⑥「民意」とはなにか、の議論はここでは行わない。時間があれば、「マニフェストは守るべきか」「党議拘束は正しいのか」なども考えさせると議論が深まる。ここでは、日本国憲法第43条を読み、「全国民の代表」という規定は、「ずれ」を認めていることを確認させる。具体的には、代表は選挙区から選出されるが、ひとたび選出されると、全国民の代表として「選挙区」の指令に拘束されず、自己の自由意思に基づいて行動することが、「国民代表の原理」であることを理解させる。ただし、主権者と代表との「ずれ」は最小限にすべきであることも確認し、その「バランス」がポイントになることに気づかせる。</p> <p>⑦権力分立の回答では、日本は、議院内閣制を採用しており、「議院」と「内閣」の構成要素(議会の多数を占める政党が内閣を組織する)が同じであるため、チェック機能が弱まる傾向があることを指摘し、法の支配とあわせながら、司法権の役割の重要性に気づかせる。</p>
<p>ま と め</p> <p>①「代表民主制」には課題があり、その課題を克服するために憲法に様々な規定が存在していることを理解する。</p>	<p>①代表民主制下では、民意との「ずれ」が常態化(誰の、いつの、など)しており、その「ずれ」をコントロールするための「民主主義の基本原則」が存在していることを理解させる。</p>

「人権学習一『平等権』」授業案

【授業案】 1時間目

	学 習 活 動	留 意 事 項
導 入	<p>① 4人1グループを作り、次の質問を話し合い、発表する。</p> <p>A. 「平等権」とは何か定義を考える。 (回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別されないこと ・同じ扱いを受けること など <p>B. 5人のグループがある。その5人全員が大好きな「ホールケーキ」があるので、そのケーキを平等に切り分ける方法を考える。 (回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者が切るが、その代表者が最後に選ぶようにする など <p>C. 5人家族がいる。父(45歳、サラリーマン)、母(43歳、パート)、長男(17歳、高校生・運動部に所属)、長女(13歳、中学生・ダイエット中)、次男(5歳、幼稚園・甘いものが大好きで好きなものが食べられないと大声で泣く)という家族構成の時、ケーキを平等に切る方法を考える。 (回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件を考えながら、結果的にみんなが満足する大きさに切る、などいろいろな回答がある。 	<p>① 質問Aは、教科書等を参考に答えさせてよい。質問Bは、いろいろな回答があるが、教科書等を利用しながら、この分類は「形式的平等」＝「機会の平等」であることに気づかせる。質問Cは、「ケーキを買ってきたお父さんを大きくする」「お母さんがケーキを切るの、お母さんは自分の好きな大きさに切ってよい」「長男は運動部に属し食べ盛りなので大きくする」「長女は本人に確認しながら小さくしてよい」「次男は小さいがケーキが好きならば長女より大きくして説得する」など、理由を考えさせる。そして、同じ大きさだとかえって全員の満足度が減ることに気づかせ、分類としては「実質的平等」＝「結果の平等」を考える事例であることを理解させる。また、家族構成をいろいろ変えて考えを深めさせてもよい。</p> <p>時間があれば、「平等」の概念は様々なものがあること、そして、「絶対的平等」「相対的平等」「条件の平等」など、他の概念も紹介する。</p>
展 開	<p>① 教科書等を利用して、人権宣言の中から「平等権」の規定を探し、発表する。</p>	<p>① マグナ・カルタ、権利請願、権利章典、アメリカ独立宣言、フランス人権宣言など多くの人権宣言から「平等権」を見つけ出させ、平等の理念は自由権とともに最高の目的とされ、身分制社会打破の推進力となったことを確認する。</p> <p>ただし、見つけ出した平等権のうち、日本国憲法第14条は「機会の平等」を求めた条文であり、「結果の平等」は憲法第25条などに関わっていることを説明し、憲法14条が全ての「平等権」の根拠となっていないことを理解させる。</p> <p>また、資本主義の進展で、持てる者と持たざる者の貧富の差が拡大したことを解説しながら、</p>

<p>②貧富の差などを例にして、「どのような状態が『平等』なのか」＝「何を『平等』にすべきなのか」グループで考え、発表する。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタートラインを平等にする ・ゴールを平等にする など <p>③「スタートライン」「ゴール」の平等に、問題点はないか話し合い、発表する。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「スタートラインをそろえる」「ゴールを平等にする」双方とも、それは実現可能か、またどのように実現するのか、過程などが具体的に考えられない など <p>④「平等ではない例」＝「差別の例」を挙げながら、「誰が差別をしているのか」、または、「誰の差別が問題か」を話し合い、発表する。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家や自治体が差別している 例) かつての南アフリカのアパルトヘイト ・国家などは差別していないが、まだ残っている社会の偏見などの形で差別されている 例) いまだ残っているとされているアメリカのアフリカ系アメリカ人への差別 など <p>⑤「平等」は強制すべきか、また、「強制」するならば誰が強制するのか話し合い、発表する。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家が平等を強制しないとスタートラインにも立たないから強制すべきである ・強制するならば、強制力を持つ国家や自治体がおこなうべきである など 	<p>「自由」と「平等」は、相反する例を考え、発表させてもよい。</p> <p>時間があれば、人権宣言の歴史を振り返り、「誰の平等が求められたのか」「いつから平等を求め始めたのか」などを調べさせてもよい。</p> <p>②いろいろな回答があり得るので、要点を黒板に書いておく。</p> <p>③「どのように」平等を保障すべきかの課題を考えさせ、黒板に書いておいた②の回答と関連させる。また、「スタートラインをそろえる」「ゴールを平等にする」双方とも、何らかのアクションが必要であることに気づかせる。</p> <p>④具体例を挙げさせながら考えさせる。議論を深めるために、「白人だけの入学を認めている『私立学校』」「白人にしかその地域の土地を売らない『不動産会社』」など、国家や自治体の差別ではないが、社会的に影響を持っている団体による差別も考えさせるとよい。</p> <p>⑤時間があれば、上記④の私立学校などの例を考えさせたり、「誰が、どのように保障すべきなのか」を考えさせる。また、「誰が」については、国家以外の回答を考えさせたり、なぜ「国家」なのかを考えさせる。必要ならば、ロールズの正義論等も解説する。</p>
<p>まとめ ①アファーマティブ・アクションの内容を理解し、次回までに資料等を集め、レポートを提出する。</p>	<p>①レポートのテーマは、「アメリカにおけるアフリカ系アメリカ人の名門州立大学優先合格枠」とする。</p>

「自己決定権」を考える

【授業案】 1時間目

	学 習 活 動	留 意 事 項
導 入	<p>①教科書、資料集などを使って、自己決定権の定義を調べ、発表する。 (回答例) ・自分のことは自分で決めることができる権利</p> <p>②教科書、資料集などを使って、自己決定権の根拠を調べ、発表する。 (回答例) ・日本国憲法第13条</p>	<p>①自己決定権は、「権利」であることを確認させる。「自分のことは自分で決める」のは「当たり前」だと感じる生徒がいる場合は、この権利は「自律した個人」が前提となっていることに気づかせる。</p> <p>②信教の自由や表現の自由など他の条文で保障されている「自己決定権」と、医療の選択権など個別の条文で保障されていない私生活上の行為の自由をまとめた「自己決定権」に分けられることを理解させる。 また憲法13条を根拠に、プライバシー権、環境権、アクセス権など「新しい権利」が主張されていることを説明する。さらに、時間があれば、アメリカでは「プライバシー権」から自己決定権が導き出されていることを説明する。</p>
展 開	<p>①どのようなことを「自分で決め」たいか考え、発表する。 (回答例) ・結婚相手、就職先、住むところ、髪型、服装 など</p> <p>②「自分で決めたいこと」だが、制限がかかっている具体例を挙げ、発表する。 (回答例) ・医療方針、喫煙・飲酒、尊厳死・安楽死、冬山登山、遊泳禁止地区、バイクの免許取得年齢制限、結婚の</p>	<p>①回答の中に、自由に決められないものがある場合は、指摘してその内容等を黒板に書いておく。導入の②と関連させて、結婚相手は憲法24条の婚姻の自由、就職先と住むところは憲法22条の職業選択・居住移転の自由で保障される広い意味の「自己決定権」であることに気づかせる。また、髪型や服装の自由については、憲法上、基本的人権として認められるか、議論があることを理解させる。時間があれば、自殺の自由や賭博の自由などを例に、「自分のことを自分で決める自由」がすべて憲法上の権利といえるかを考えさせる。</p> <p>②回答は黒板に書き、上記①で黒板に書いたものも含めて、「自由に決められないこと」がたくさんあることに気づかせる。</p>

<p>年齢制限 など</p> <p>③自己決定権があるのに、なぜ上記②のように制限されるのか根拠を考え、発表する。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤った選択をして、不幸になることが明らかな人の自己決定を、国家が見過ごしてはならないから。 ・国家は、国民の幸福を守るもので、誤った選択を見過ごすことは不平等を引き起こすことになるから。 ・社会の秩序と人命を守るため など <p>④本人が「よい」と思っている（自己決定している）ことを、なぜ国家が干渉するのか、さらに考えて発表する。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思い込みや情報不足などで、「正しい選択」に本人が行き着かないことがあるから。 ・本人が「正しい」と考えていることから一歩離れてみて、はじめて客観的に「正しい」かどうか考えることができるから。 など <p>⑤国家の干渉は、すべての人に同じように行われるものかを考え、発表する。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己決定とは「自分のことは自分で決める」のだから、「自分で決める能力」が必要なので、「能力がない人」などに強い干渉が行われる。 ・自己決定するために必要な情報を有していない人などには強い干渉が行われる。 など <p>⑥国家はどのような人に強い干渉をすることができるのか、どのような干渉を行うべきなのかを考え、発表する。</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「決定できる能力がない人」や「決定できる能力が疑われる人」には強い干渉が正当化される。 ・具体的例として、未成年者や重度の知的障害がある人が考えられる。 	<p>③いろいろな回答がありうるが、「福祉国家」をヒントに考えさせ、回答を導くとよい。また、回答例のような「国家の干渉」を、「パターンリズム」と呼ぶことを説明する。ただし、喫煙の自由やバイクに乗る自由は、受動喫煙や相手を巻き込んだ事故など「他者加害」防止の面があることを指摘し、本時のテーマは「自己加害」にしぼることを説明する。時間があれば、生命を例に、「自分の生命は、自分だけのもので、自分に自己決定権がある」かについて考えさせてもよい。</p> <p>④ヒントを出したり、質問や誘導などを行いながら、いろいろな回答を引き出す。</p> <p>⑤国家の干渉には、「強弱」があることに気づかせ、たとえば、未成年者には「飲酒」「喫煙」などの制限があることを理解させる。</p> <p>⑥判断能力が十分でない人達に対しても、可能な限り自律的な生き方に配慮すべきこと、判断能力も様々なので過度に画一的な干渉を行うべきではないことを指摘し、理解させる。時間があれば、「能力」とは何か、「能力」の有無はどのように決まるのか、「能力」は一律に「年齢」で決められるのか、などを考えさせる。また、情報不足などの「環境」をどのように変えたら</p>
--	---

	・干渉例として、年齢制限、後見人制度などが考えられる。 など	よいかを考えさせてもよい。
まとめ	①次回の授業は、「自分で決める能力がある人」に対する国家の干渉をテーマにすることを予告し、どのようなものがあるか考えてくる。	①「展開②」で挙げたものと関連させて説明する。

【授業案】 2時間目

	学 習 活 動	留 意 事 項
導 入	①前時の確認を行う。	①生徒を指名し、国家の干渉には強弱があること、未成年者などには「強い干渉」が行われていることなどを確認させる。
展 開	<p>①クラスを6班に分け、次のテーマで「紙上ディベート(注)」を行う。</p> <p>[テーマ]</p> <p>A. シートベルトは事故の際、生命を守るものなので、シートベルトをしていない運転者などには、反則金1万円を科す。</p> <p>B. 台風が近づいて危険なので、サーファーを含むすべての人に、「遊泳禁止」の指示を出し、違反した場合は罰金を取る。</p> <p>C. 5千円相当の「羽毛布団」と知らずに、15万円で購入した消費者に、「悪徳商法」情報や関連する製品の情報を消費者庁が流し、クーリング・オフを積極的に勧める。</p> <p>D. 信仰上の理由で、輸血を拒否している患者に対して、生命の危険がある場合は、治療の一環として輸血を行うべきであり、「輸血を行わない」＝「治療を続行しない」医師は、医師免許を剥奪するとの法律が制定された。</p> <p>E. 治癒不可能な病気に冒され、回復の見込みがなく、死が避けられない末期状態にある人が、治療行為の中止を求めても医師は治療を続行すべきであり、治療行為を中止した医師は、刑法の自殺幇助罪が厳密に適用され懲役刑が科せられる。</p> <p>F. 子供を「産む」「産まない」を決めることは女</p>	<p>①各班で十分話し合いをするよう指導する。また、話し合いを集中させるために各班をまわり、話し合いを把握し、必要な場合は補足説明やアドバイスをを行う。</p> <p>まとめの発表では、それぞれの発表内容に根拠があるか、改善すれば受け入れられるかなどについてコメントを行う。</p> <p>ACFのテーマは「手段の妥当性」、BDEのテーマは「目的の妥当性」や「その人の生き方や信条の問題」が検討されるよう指導する。</p> <p>時間があれば、安楽死や尊厳死の根拠を考えさせたり、安楽死などを制限する理由、安楽死などを可とする条件などを考えさせたりすることもできる。その際、インフォームド・コンセントやリビング・ウィルなども考えさせるとよい。</p>

	性の権利であるが、少子化対策のために、子供が0人や1人の家庭への増税、2人目以降には子ども手当の支給、3人目以降の子供の大学への優先入学枠などを新設する。	
ま と め	①近代社会の前提が「自律した個人」である以上、自己決定権は当然の権利と考えられるが、「決めることができる」能力に達していない人や特定の根拠のもと、国の干渉（パターナリズム）はありうることを理解する。	①自己決定権が原則であり、国の干渉は例外であることを確認させる。 「自己決定権が問題となる領域で、『手段』と『目的』に『正しい選択』と『誤った選択』の区別が可能か」とのテーマでレポートを課す（「手段」の正誤は区別できるが、「目的」の正誤は難しいことに気づかせる）。または、パターナリズムの語源を紹介し、「お前を思っている」との保護者の視点で、自分の班が割り当てられたディベートの論題を再考するレポートを課す。

(注)「紙上ディベート」の手順

- ①各班にそれぞれ1つずつ「テーマ（展開中のA～F）」を割り振る。
- ②各班は、配付された模造紙に与えられたテーマを書き、次の項目について話し合いを行い、結果を模造紙に記入する。
 - a. 模造紙に書かれているテーマへの「国家の干渉」の「目的」は正しいか。
 - b. 正しいならば、その「国家の干渉」の「手段・方法」は正しいか。
 - c. その「国家の干渉」が正しいといえる事実、資料、根拠はあるか。
- ③模造紙に書き込みが終わったら、次の班にまわす。次の班は、回ってきた模造紙のテーマについて話し合いを行い、結果を模造紙に記入し、次の班にまわす。
- ④模造紙がクラスを一巡したら、もとの班は書いてあるコメントを読み、テーマについての最終的な意見をまとめる。
- ⑤各班は、テーマとなった「国家の干渉」は許されるかについて意見を発表し、質問を受ける。